令和５年度　介護老人福祉施設檜山荘　事業計画書

（基本方針）

介護老人福祉施設檜山荘は、今まで以上に地域福祉の拠点としての機能を充実させ、地域住民より信頼される施設となるよう努力します。入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上のお世話を行うことにより利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指し、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護福祉施設サービスの提供に努めます。

　　　施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、職

員が一丸となって日々研鑽してより専門的な介護サービスの提供に努め、危機管理意識を高め

リスクマネジメント機能の徹底を図り、安心、安全な日常生活の支援を行います。

　また、介護記録ソフトの活用により介護職員の事務等の軽減、利用者に寄り添う質の高

い介護サービスの向上に務めます。

（介護サービス）

利用者個々の自立支援と生活の質の向上に努め、安心・安全・安楽に生活できる施設づくりを目指し、ケアプラン・栄養ケア・リハビリ計画書により介護サービスの充実に努めます。

インカムの活用により、職員間や各部署間の連携を図り、報告・連絡・相談を密に行い、より良い生活環境や施設づくりを目指します。

機能訓練計画書により個々に応じた機能維持、低下予防に努め、離床や訪室の機会の中で気分転換や精神活動面への働きかけも行っていきます。

　　　また、面会制限が緩和されて行く中で介護施設独自での安全な対面面会をどの様に行っていくのか、状況に合わせ検討を行い、実施に向け努力します。

（認知症利用者の対応）

　　　認知症を有する利用者は、不安から様々な行動が現れることを念頭に置き、ユニット全体を家庭的な雰囲気にすることで暮らしの継続がなされ、落ち着いた心身状態をつくる様働きかけます。利用者の認知症状の正確な把握に努め、利用者の症状に合わせた介護、利用者の有する機能(潜在能力)を十分に活用しADLの維持に努めます。ADLの機能低下については様々な障害（脳の器質的障害により知的・認知・運動機能の低下、注意集中の困難や意欲の低下等）が考えられ、これらの障害に対して十分な理解と情報を共有することでより良い介護の統一を図り、利用者の精神的な不安を取り除くことで安定した生活を送っていただきます。

　　　具体的な取り組み：アセスメントから評価・記録等の流れを理解し徹底します。

　　　　　アセスメント➩　計画➩　モニタリング（観察・評価）➩　再アセスメント

職場研修：認知症実践者研修・認知症リーダー研修・各種認知症研修・セミナー(ｵﾝﾗｲﾝ)等

（健康管理）

　　　施設の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、体調の維持、疾患の管理疾

　　 病の予防に努め、心身共に穏やかな生活が送られるよう、感染症対応・対策の強化を図り、各部や

　　 委員会 ・部会と連携して細やかな対応を行い、適切な措置を行います。

　　　　健康診断として年に1回の胸部レントゲン、年２回の血液検査・心電図・インフルエンザ予防接種を行い、施設内での感染症予防と拡大の防止に努めます。

　　　　　新規入所者や短期入所者様についても医療情報提供等、細やかな事前情報把握に努めます。

（看取り介護）

利用者が疾病或いは障害等により意思の疎通が不可能になり回復不能な状態に陥った時に、看取りを行う場所及び治療等について本人の意思を最大限に尊重すると共に、家族の意向を尊重して行います。

医師及び医療機関との連携を図り、多職種協働体制のもとで利用者及び家族の尊厳を支えるよう努め、可能な限り尊厳と安楽を保ち、「看取り介護」の充実に向けて職員の意識向上を目指します。コロナ禍の中、個々の状況に合わせて、柔軟に対応を行っていきます。

　　（新たは看取りの在り方についても今後検討していきます。）

（リハビリ）

　　　個別機能訓練計画書に基づき、個々に応じた身体機能維持、低下予防に努め、離床や訪室の機会の中で気分転換や精神活動面への働きかけも行います。

（檜山荘内行事）

　　　コロナ禍のため、行事（夏祭り・敬老会・お茶会・クリスマス会・ひな祭り）等については、職員一丸となって多職種連携を図り、検討を行いながら実施します。

（部会・委員会）

　　＜アクティブ部会＞

＊　楽しみや喜びを感じられるよう体調に配慮し、密にならないように様々なアクティビティを計画し実施します。

　　　・　年間計画を立て、月別でアクティビティを立案し、実施していきます。

　　　・　お誕生日会を毎月開催、写真撮影をし、プレゼンスと花束を送ります。

　＜栄養・食事部会＞

＊　個々の状態に合わせて美味しく安全に食事が摂取できる様、多職種連携を行う。

＊　誕生日献立や季節を感じられるような食事を提供します。

＊　衛生管理に努め、利用者様に応じた口腔ケアを行います。

　＜入浴・排泄部会＞

（入浴）

　　 ＊　利用者様の尊厳保持や羞恥心に配慮し安全な入浴介助を行い清潔保持に努めます。

　　 （排泄）

＊　利用者様の尊厳保持や羞恥心に配慮し、個々の状態に合わせて安全に排泄ケアを行います。

　＜褥瘡トランスファー部会＞

＊　職員の技術や知識の向上を図る為、ポジショニングや移乗方法の勉強を行います。

＊　安楽に過ごせるように個々にあったポジショニングを行い、拘縮や褥瘡の予防に努めます。

＊　ポジショニングや車椅子を変更した際は、職員間での確実な伝達を行います。

＜人権擁護・虐待・身体抑制検討部会＞

 ＊ 日々のケアの中で身体抑制となるか否かを検討し改善に繋ぎます。

　　　＊ 一人ひとりの人格を尊重した言葉遣いや態度に注意し適切な対応に努めます。

　　　＊ 利用者一人一人の尊厳を守りながら、安心安全な生活が送れるように身体抑制について職員の知識を深めます。

　　　＊ 入所者や利用者(ショートステイ)の個々の人格を尊重し、虐待に繋がる事がない様に介護保険法に定められた研修のひ施（施設内外）を行い、職員全員に周知する。

※各種の個別ケア計画や担当職員、他部所との連携や調整を図りながら、各委員会や部会は必要性に応じて、定期及び随時にメンバーを招集し開催します。　会議は柔軟に時間帯を選択し、業務や勤務への負担が軽減できるように工夫して行います。

（家族会）

　　　 コロナ禍のため、開催予定はありませんが、必要に応じて感染症対策をし、家族会を開催します。

　　 ※家族と相談し、了承を得ながら私物管理を行います。

（地域交流）

　　　コロナ禍で、地域交流が出来ないのが現状です。この事態が終息し、交流ができるようになった時点で再開したいと思います。

ボランティアの受け入れ、民生委員、地域住民との交流を図り、地域に開かれた施設を目指します。

　　　また十分な安全、予防対策を実施する中で、小学校・中学校・高校等の介護体験や養成校、看護科等の体験や実習の受け入れを行い、将来の人材育成の一助に努めます。

（防災管理）

　　　施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を整備するとともに、常に関係機関と

連携を密にし、とるべき措置についてはあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき年２回以上総合防災訓練（消防団と合同）を実施し、特に災害弱者を抱える施設として利用者及び従事者等の訓練を行います。災害時には地域組織との連携を図り、地域の福祉避難施設として機能します。

（苦情処理）

事業者は､利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し､施設の設備またはサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

（安全管理）

　　　安全・安心を基本に生活を見直し、災害対策時の対応も含め、衣食住すべての角度から安全点検を実施してリスクの低減と排除に努めます。

（組織管理）

　　　利用者や家族、その他関係者に対して、誠意を持って接します。

　＊個人情報保護

　　　　個人情報保護に関する法令、その他の規範を遵守し、個人情報の保護に努めます。

　＊人権擁護・虐待防止

　　　　介護施設の職員としての意識を高め、質の高い介護・看護サービスの提供が行えるよう、年２回職員研修を実施します。

※事故防止研修（２回／年）、感染症予防研修（２回／年）、人権擁護研修(２回／年)、身体拘束・虐待防止等研修（２回／年）、褥瘡研修・認知症ケア研修・看取りケア研修を計画的に実施、その他施設内外での研修や視察研修などの機会や体制を確立します。

※緊急時においては、施設長が状況に応じた対策委員会を招集します。

※５月１日を創立記念日とします。